

令和7年9月定例会 経済委員会（事前）

令和7年9月8日（月）

[委員会の概要 農林水産部関係]

出席委員

委員長 沢本 勝彦
 副委員長 重清 佳之
 委員 岡田 理絵
 委員 井村 保裕
 委員 寺井 正邇
 委員 北島 一人
 委員 仁木 啓人
 委員 岸本 淳志
 委員 古川 広志
 委員 岡田 晋

議会事務局

議事課副課長 山田久美子
 政策調査課課長補佐 福良 美和
 議事課主任 横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平畠聰一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聰
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎
農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲

農林水産総合技術支援センター経営推進課

企画・プロジェクト担当課長	富永 貴嗣
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	井村 慎也

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 令和7年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第10号 令和7年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第11号 令和7年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 報告第3号 令和6年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 令和6年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料1、資料2）
- 県内農林水産事業者等への米国の関税措置に係るアンケート調査結果について
（資料3）
- 農林水産部における指定管理候補者の選定について（資料4）

沢本勝彦委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等につきまして理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

それでは、9月定例会に提出を予定しております農林水産部関係の案件につきまして、経済委員会説明資料により御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総括表でございますが、補正額の欄の最下段に記載のとおり1億3,930万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は351億3,319万9,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。課別主要事項について御説明いたします。

みどり戦略推進課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア、農林水産物等新市場開拓支援事業におきまして、

関税政策や社会経済情勢などのカントリーリスクを回避し、県産品の海外への多様な販路を確保することを目的に、現地フェアや商談会等を実施する経費として1,500万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。林業振興課でございます。

3段目の林業振興指導費、摘要欄①のア、木材増産マッチング支援事業におきまして、県産材の増産を図るため、冬期に積雪等で作業できない県外林業事業体を受け入れる際の交通費等を支援する経費として400万円の増額をお願いしております。

6ページを御覧ください。農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

2段目の農業総務費、摘要欄①のア、とくしま農山漁村未来投資事業におきまして、農林水産業の生産力強化を図るため、農林水産業者の経営規模拡大や経営転換に向けた機械・施設の導入等、積極的な設備投資を支援する経費として1億円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。農山漁村振興課でございます。

4段目の農地総務費、摘要欄①のア、農業水利施設・省エネルギー化推進事業については、農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、当該施設の省エネルギー化に取り組む施設管理者を支援する経費として2,030万円の増額をお願いしております。

8ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

国をはじめ関係機関等との調整により現時点で繰越しが見込まれるものについて、林業振興課の森林環境保全整備事業費から、10ページの森林土木・保全課の現年発生治山施設災害復旧事業費まで、4課35事業につきまして、合計で65億4,900万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。2、その他の議案等といたしまして、（1）受益市町負担金でございます。

これは、県が実施する公共事業について、地元の市町に事業の種類、内容に応じて負担していただくものでございます。

まず、ア、令和7年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、11ページから13ページに記載のとおり、鳴門市ほか16市町において、事業内容に応じ、それぞれ定める割合で負担していただくものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

イ、令和7年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては、鳴門市ほか5市町において、漁港の種別や事業内容に応じ、それぞれ定める割合で負担していただくものでございます。

15ページを御覧ください。

ウ、令和7年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか3市町において、森林基幹道について10.7%の割合で負担していただくものでございます。

16ページを御覧ください。（2）令和6年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、林業振興課が所管する県営貯木場に係る管理運営費が計上されておりますが、これを含め同特別会計につきましては資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に一で記載しております。

17ページを御覧ください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、18ページの第5、審査の結果及び意見にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいております。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、3点御報告させていただきます。

1点目は、令和6年度徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

お手元の資料1の1ページを御覧ください。

本レポートは、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例に基づき、本県農林水産施策の総合的な運営指針を定めた基本計画に掲げる施策について、令和6年度の実施状況を取りまとめたものでございます。

2ページを御覧ください。基本戦略I、ニューノーマル（新しい日常）への対応でございます。

1、「しなやかな」とくしまブランドの展開では、県産食材である阿波ふうどのレシピ動画の発信や、ターンテーブルでのメニュー提供やマルシェの通年開催を行うとともに、新たに設立した地域商社等のネットワークを活用し、国内外への販路拡大を推進しました。

なお、各項目に関する主な行動目標の実績値につきましては、それぞれ表中に黄色の網掛けで記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、2、選ばれる6次産業化の促進では、次代を担う6次産業化人材を育成するための製造加工やブランディング等のスキルアップセミナーの開催、販路拡大を支援するための首都圏の展示商談会への出展や、専門家による個別相談や現地指導等を実施いたしました。

3、戦略的な海外展開では、フランスにおいてテストマーケティングを通じた販路開拓を支援するため、一般社団法人日本欧州貿易支援機構が運営するアンテナショップGOÉNに徳島県コーナーを開設するとともに、ハラール牛肉市場を開拓するため、UAEやインドネシアにおいてプロモーションを実施いたしました。

4、移住定住に向けた都市農村交流の推進では、農林漁家民宿へ旅行者を呼び込むため、経営者のスキルアップ研修等を開催するとともに、都市との交流を促進するため、地域住民のとくしま農山漁村（ふるさと）協働パートナーとの協働活動を支援しました。

3ページを御覧ください。基本戦略II、危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化でございます。

1、自然災害や家畜伝染病等への対応では、集中豪雨や地震等に備え、農業用ため池や漁港海岸施設、治山施設等の整備や耐震化を推進するとともに、家畜伝染病の発生防止対策への支援や防疫体制の強化を図りました。

2、強靭な生産基盤の整備では、収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化や農業用水のパイプライン化等の整備を行うとともに、農產物流通の合理化や林業生産性の向上に向け、農道や林内路網の整備を実施しました。

3、水田・園芸農業の振興では、県産米の消費拡大を図るため、県奨励品種である、あきさかりの販売促進活動を実施するとともに、海外でのイチゴの旺盛な需要に対応するため、高品質・安定生産が可能な低コスト耐候性ハウスの整備を支援しました。

また、産地の実情に応じ、新技術の導入や人材の確保、生産基盤の整備等により、生産性の向上を図るとくしま農業振興プロジェクトに取り組みました。

次に、4ページを御覧ください。

4、畜産業の振興では、阿波尾鶏のブランド力を強化し、生産・販売を拡大するため、効率的な種卵や素びなの生産体制の構築や、我が国の輸出をけん引する先進的、モデル的な産地として、農林水産省が指定するフラッグシップ輸出産地の認証を取得しました。

また、J G A P認証などを要件とした、とくしま三ツ星ビーフの米国への輸出を促進するため、現地のシェフなどを招へいし産地視察等を実施しました。

5、林業・木材産業の振興では、県産材の増産を推進するため、高性能林業機械の導入支援や主伐生産システムを構築するとともに、森林資源の成熟に伴い増加が見込まれる大径材を新たな製品に加工するための大型製材工場の整備を支援しました。

6、水産業の振興では、水産資源の維持増大を図るため、藻場の保全やクルマエビ類等の種苗放流を支援したほか、アメゴを海で育てた阿波さつきのブランド構築に向けて、産地販売会やメニューフェア等を実施しました。

次に、5ページを御覧ください。

基本戦略Ⅲ、「スマート農林水産業」の実装と労働力確保でございます。

1、スマート農林水産業の実装では、担い手不足や高齢化が進行する中、生産性の向上を図るため、スマート農業支援サービス組織等への農薬散布ドローン等の導入を支援するとともに、革新的技術の開発や新たなビジネスモデルを構築するため、高度な技術や知識を有する県内高等教育機関や民間企業などの多様なメンバーで構成する、とくしま農林水産業イノベーションHUBを創設しました。

2、農業・畜産業の多様な人材育成・確保では、経営力の高い人材を育成するため、農業大学校において、生産技術や地域農産物を活用した商品開発、販売に関する実習を実施するとともに、農業経営の法人化や労働力を確保するため、経営承継に関するセミナーを実施いたしました。

3、林業・木材産業の多様な人材育成・確保では、林業を支える若手就業者の育成・確保を図るため、とくしま林業アカデミーにおいて即戦力となる人材の育成に取り組むとともに、高い技術力を持つ林業プロフェッショナルを育成するため、高度な伐採技術や高性能林業機械の操作等について、ステップアップ方式による人材育成研修等を実施いたしました。

4、水産業の多様な人材育成・確保では、とくしま漁業アカデミーにおいて即戦力となる浜の担い手を育成するとともに、国の給付金制度の対象とならない漁家子弟の研修生に対し、本県独自制度による支援を実施しました。

次に、6ページを御覧ください。

基本戦略IV、「サステイナブル（持続可能）」な農林水産業の実現でございます。

1、地球温暖化対策では、温暖化の影響を回避、軽減する適応策として、熱帯性果樹の栽培技術の開発やワカメ等の高温耐性品種の普及を推進するとともに、CO₂吸収源等の多様な森林機能を維持するため、間伐や植栽などの森林整備等を実施しました。

2、鳥獣による被害の防止では、被害ゼロ集落を育成するため、侵入防止柵整備の支援や集落ぐるみでの捕獲など総合的な対策を進めるとともに、次世代狩猟者を育成するため、とくしまハンティングスクールにおいて初心者を対象とした実践的な捕獲技術の講習を実施しました。

3、食育・木育と地産地消の推進では、食育の更なる推進を図るため、本年6月に開催しました第20回食育推進全国大会に向けたプレ大会を実施するとともに、徳島木のおもちゃ美術館において、おもちゃ学芸員が県産材の魅力や徳島ならではの木の文化を発信しました。

次に、7ページを御覧ください。

4、地域で育む農山漁村づくりでは、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進するため、自然環境調査に基づく事業計画の作成や、環境保全や気候変動対策への意識を醸成するため、NPO法人や森林ボランティア団体等の多様な主体による県民参加型の森づくり活動を支援しました。

5、安全・安心な食料の安定的供給では、環境に配慮した農業を支援するため、有機物資源を利用した土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用を低減する技術の普及に取り組むとともに、安全・安心で持続性の高い農林水産物への需要に対応するため、国際水準GAP等の各種認証の取得に向けたセミナー等を開催しました。

7ページの最下段の表につきましては、基本計画において設定した167の行動目標の達成状況を示しています。

計画の最終年度である令和6年度の目標値につきましては、達成できた項目とほぼ達成できた項目を合わせると全体の90%となりました。

以上、抜粋ではございますが、農林水産基本計画レポートの概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料2、徳島県農林水産基本計画レポートを御高覧ください。

続きまして、報告事項の2点目、県内農林水産事業者等への米国の関税措置に係るアンケート調査結果についてでございます。

資料3を御覧ください。

7月23日に米国と合意に至りました関税措置による県内農林水産事業者等への影響を把握するため、5月の調査に引き続き、第2回目の聞き取り調査を実施いたしました。

まず、1、調査の概要についてでございます。

調査期間は8月21日から29日とし、米国向けに輸出を行っている県内28の農林水産事業者等から回答を得ました。

2、調査の結果の表、右側の今回（8月）の欄を御覧ください。

（1）米国の関税措置による影響につきましては、影響がほとんどない又はないと答えた方の割合を合わせると89.3%と、前回に比べ9.3ポイント上昇いたしました。

次に、（2）関税措置への対応につきましては、対応していないと答えた方の割合が

71.4%と、前回に比べ11.4ポイント上昇いたしました。

最後に、（3）行政の支援の必要性につきましては、不要であると答えた方の割合が64.3%と、前回の45%から大幅に上昇いたしました。

今回のアンケート調査結果からは、米国との関税交渉が進展し不透明だった関税率が明らかになったことで、事業者の皆様の不安感がやや後退していることがうかがえました。

一方、木材につきましては追加関税の対象となるかどうかが現時点で決まっておらず、加えまして、減少傾向にあるものの行政の支援を求める声もあることから、引き続き国の動向を注視するとともに、事業者等の皆様の海外展開や販路拡大につながる取組を支援してまいります。

3点目は、農林水産部における指定管理候補者の選定についてでございます。

資料4を御覧ください。

まず、椿泊漁港荷さばき所につきましては、令和8年5月の開所に向けて、徳島県漁港管理条例に基づき、現在、指定管理者の選定に係る公募を行っているところでございます。

主な公募内容としまして、指定期間は、令和8年5月を予定しております開所日から令和13年3月31日までとし、指定管理料は、県からの支払がなく、荷さばき所の運営により得られる利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用いたします。

今後、10月開催予定の指定管理候補者選定委員会において候補者を選定の上、11月議会において選定結果の報告を行うとともに、指定管理者の指定についてお諮りしたいと考えております。

なお、令和8年3月末に指定管理期間が満了します徳島木のおもちゃ美術館につきましては、現在、対応方針を検討中でございます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

沢本勝彦委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

先ほど部長から、指定管理の選定についての御報告があったのですけれども、まず椿泊漁港にできる荷さばき所というところで、施設の概要はどういったものができる、どういう管理運営をしながら進めるのかと、応募者としてどういうところを想定されているのか、また公募内容などを教えてください。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま岡田委員から、椿泊漁港荷さばき所の施設の概要、また公募内容や想定される応募者について御質問を頂きました。

当該荷さばき所は、漁業者が漁獲してきた水産物の水揚げから選別、入札、出荷までの一連の作業を高度衛生管理で行うという本県初の施設でありまして、水産物の流通拠点として近隣の水揚げを集約し、高度衛生管理による鮮度向上をもって漁価の向上を図り、水産業の振興に寄与する目的で建設を進めております。

令和6年7月の建物本体等の工事着手以降、鉄骨柱の建方がおおむね完成し、現在、床や外壁を施工しており、今後、屋根材を設置して、令和7年11月の完成を目指しているところでございます。

また、指定管理者が行う業務につきましては、水産物の荷受けから選別、出荷までの荷さばき業務、法定を含む点検、清掃、修繕等の維持管理業務、施設利用許可に係る業務としておりまして、応募者につきましては、仲買や卸売業者、漁業協同組合及びそれら共同体などを想定しております。

岡田理絵委員

この荷さばき所は、捕るところから加工してきちんと売り出すところまで一貫してできる施設と理解したのですけど、これは屋内なんですね。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

建物本体工事をしております、その中は閉鎖という、建物の中で行う形になります。

岡田理絵委員

高度衛生管理ができるという話なので、屋内なのですね。外との閉鎖ができて、きちんと気密性を保ちながら中で作業ができると解釈しました。

ここでHACCPの資格とか、海外向けにとか、これからいろいろな戦略として区別化することも可能なのでしょうか。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

先ほど岡田委員より、HACCPとか、そのあたりの品質管理の御質問がありました。

我々の高度衛生管理においては、水産庁が示している高度衛生管理のマニュアルに準じて管理していくと考えております。

先ほど委員が言われましたが、具体的には鳥の侵入を防ぐネットの設置や、細菌の増殖を防ぐ殺菌水の使用並びに魚を直接置かない高床式を採用するなどして、ハード面を整備した上で、水産庁の漁港における衛生管理基準を参考にして、荷さばき所への入退室の厳格化と足元の洗浄、手洗い、清掃などの徹底化を図りまして、衛生管理の記録等を含めたソフト対策も実施することを考えております。

岡田理絵委員

私が想像していたのと若干違いますが、いずれにしても現状の自然と一体化した荷さばき所ではなくて、きちんと衛生管理ができる、そして小動物の侵入とかを防ぐ衛生管理ができるというところで、徳島県初ということで非常に期待していますし、またできたら委員会で視察に行きたいと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

そしてもう一つ、今現在、徳島木のおもちゃ美術館について対応方針を検討中というお話をありましたが、具体的に何を検討しているのか、説明をお願いします。

須恵林業振興課長

ただいま岡田委員より、徳島木のおもちゃ美術館の検討内容について御質問がありました。

徳島木のおもちゃ美術館は、徳島県の豊かな森林や木にまつわる産業や文化を学び、遊び、体験できる木育の中核拠点として、都道府県立では全国初となる美術館として、開園20周年を迎えるあすたむらんど徳島内に、令和3年10月にオープンしたところでございます。

開園以来、県内外から多くの方に御来園いただいており、令和6年度には来館者が15万人を超えるなど、あらゆる世代から好評を得ている施設となっております。

徳島木のおもちゃ美術館の管理運営業務については、効率的かつ効果的に行うため指定管理者制度を導入しており、委員お話しのとおり、今年度末に終了する予定となっております。

そこで、更なる誘客促進や収益性の向上を図るため、同じ敷地内にある、あすたむらんど徳島との一体的な施設管理を見据えるなど、現在、検討を行っているところでございます。

岡田理絵委員

来年の3月末で指定期間が終了ということですけど、スケジュール的に非常に厳しいものがあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

須恵林業振興課長

スケジュール的に間に合うのかという質問でございます。

引き続き、対応方針について検討を整え、施設の管理運営に支障が出ないよう、限られた時間の中で精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

徳島木のおもちゃ美術館は、ただいま満員とか空いていますという情報とかもSNSで出されてたり、割と親子連れの方だったり県外の方だったり、外国人の方たちにとって非常に人気のあるスポットになります。

また、徳島の木工技術のすばらしさや取組方も非常によく分かる場所になっていますので、指定管理の選考についても十分検討していただくとともに、徳島木のおもちゃ美術館の学芸員さんが、先ほど報告にあった木の説明を一生懸命されていますので、そこで働く方たちの環境も含めて指定管理の在り方を再度検討していただいて、木のおもちゃ美術館は全国に展開されていますが、徳島が誇る徳島木のおもちゃ美術館が徳島の魅力のパワースポットとして、是非、徳島ならではの魅力発信ができる施設になるよう指定管理の選考の仕方を検討していただいて、時間も間に合わないということですけれども、できるだけ早く進めていけるように要望して終わります。

岸本淳志委員

農林水産物等新市場開拓支援事業について、社会経済のカントリーリスクを回避して、事業者への海外の多様な販路確保に取り組むとありますけれども、具体的にどういった国で取り組むのか、教えていただけたらと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岸本委員から、農林水産物等新市場開拓支援事業について御質問を頂きました。

少子高齢化により国内の食市場が縮小している中で、本県農林水産業の維持・発展には、輸出を拡大しまして販売の拡大を進めていくことが非常に重要であると認識しております、これまででもアジアを中心に輸出の拡大に努めております。

一方、米国のトランプ政権の関税施策により、8月7日から我が国の農林水産物の多くで15%の関税が適用されるなどありまして、8月に実施いたしました米国に輸出している本県事業者への聞き取り調査では、現在のところ大きな影響は出ていないという回答を多く頂いておりますが、一部の事業者からは、輸出拡大の計画の再検討ですか、取引が中断したり間隔が伸びたという影響についても、御意見を頂いているところでございます。

このようなカントリーリスクを回避するには、特定の国や地域に偏らない多様な販路の開拓を進める必要があることから、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構と連携いたしまして、去る4月と7月に実施いたしました経済ミッション等を契機としましたプロモーションを開催しまして、県内事業者の新たな商流の開拓支援に取り組んでまいりこととしております。

具体的には、経済ミッション団を派遣しました香港、マカオ、韓国などと、経済ミッションを契機として新たなつながりが生まれておりますので、そのつながりの中で、現地の企業やバイヤー等と連携いたしまして、県産品の認知度向上と販路拡大に向けたフェアや、農林水産物を活用いたしました飲食店等でのメニューフェア、現地バイヤーやシェフを招へいいたしました商談会の開催などを計画しております。

これらの取組を通じまして、新たな販路開拓を進め、更なる輸出の拡大を進めてまいります。

岸本淳志委員

アジア地域は、今後も人口の増加であったり、経済発展が見込まれる有望な市場だと思っておりますので、経済ミッションが輸出拡大につながるように、しっかりと取組を進めていただけたらと思います。

令和6年度徳島県農林水産基本計画レポート概要版の中にある、「しなやかな」とくしまブランドの展開の1についてお伺いしたいのですけど、阿波ふうどのレシピ動画の発信やデジタルサイネージを活用したプロモーションの実施とありますけれども、どういったことを進めていらっしゃるのか、教えてほしいと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、「しなやかな」とくしまブランドの展開の中で、阿波ふうどの動画について

御質問を頂きました。

昨年、G I を取得いたしました木頭ゆずと阿波尾鶏、徳島すだち等の動画を作成させていただいております。

その動画につきましては、ホームページ等や阿波ふうどのS N Sで発信いたしますとともに、先日行いました第20回食育推進全国大会のP Rと合わせて動画を流したりですとか、直近では、先般の阿波おどりの際に各地でサイネージを設置しております、そちらで関連動画を流させていただいている中で、昨年作成したG I の動画も放映し、P Rさせていただいているところでございます。

岸本淳志委員

ちなみに、ここに載っているシイタケとシラスのアヒージョは、YouTubeで多分2020年ぐらいに発信されているものなので、これではなくて、どちらかといえばスダチやユズとか阿波尾鶏のほうを発信してほしいと思うところと、言語が違うので、日本語ではなくてタイやフランスに向けた内容も載っているのかなと。そういうところの展開を進めてほしいと思っていますので、また押し出してやってほしいと思います。

もう一つ、今日聞いても付託委員会でもいいんですけど、ターンテーブルの実績はどのように増えているのか教えてほしいと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの実績について御質問を頂きました。

ターンテーブルの実績につきましては、メディアでの情報発信ですと、前回の経済委員会でも御報告いたしましたように、NHKの全国放送やユーチューバーの動画撮影の基地などに採用されまして、各種メディアに623回取り上げられまして、広告換算額といましましては2.7億円のP R効果があったところでございます。

岸本淳志委員

それは、昨年度だけで2.7億円なのか、過去10年間にわたってなのか教えてもらえたたらと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいまの2.7億円は、昨年度の実績になります。

岸本淳志委員

また詳しく教えていただけたらと思います。

仁木啓人委員

先ほど、岸本委員の質問の中で、新規の市場開拓の予算がありましたけれども、先ほどおっしゃっていた、市場開拓を見込むに際して各国にフォーカスした理由をお教え願いたいと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

今回提案させていただきました農林水産物等新市場開拓支援事業につきましては、カントリーリスクの低減ということで、米国の仕向けからアジアの新規開拓というところで販路開拓を進めていきたいと考えておりますし、そのきっかけといたしまして、香港、マカオ、韓国へのミッション団を契機に新たなつながりができましたので、そちらでのプロモーションを展開したいと考えております。

仁木啓人委員

世界各国においていろんな市場があるわけですけれども、その戦略的な部分がどこまでの選択肢の中でフォーカスしているのかという理由がよく分からなくて、契機としてという意味は分かるのだけど、全体の市場状態はどうなっているのかという部分の分析というのは、どんな感じでされているのでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

農林水産物の海外輸出のターゲットの選定方法について御質問を頂きました。

これまで輸出の拡大に向けては、アジアを中心に進めているところでございますが、具体的に一人当たりのGDPや在留邦人数、人口当たりの日本食レストラン数と、主要な県産農林畜産物の検疫条件を勘案いたしまして、香港やマカオも含めましてシンガポール、マレーシア等を重点国として輸出を進めているところでございます。

仁木啓人委員

なぜこういうことを聞くかといいましたら、過去に私も市場の議論はしているのです。

昨年の6月議会の本会議においては、各国の今の市場状況がどうなっているのか、EU、米国、東アジア、イスラム諸国の中で四つの市場に分けて、どれくらいの人口で、どれくらいのシェア率になっているのか、牛肉にフォーカスして資料も提出しているわけなのです。

この中で、米国にカントリーリスクがあるという話なのであれば、なぜこの後の三つの部分がそこにいったのかという理由が、僕には余り分からぬ。ほかの選択肢がなぜ排除されたのかという部分の理解ができていないのです。

例えばEUであれば、一つの国を経由すればEU圏全ての市場に出せるわけです。過去の6月議会の資料を見ていただいたら分かりますけど、人口でいえば4億4,720万人なのです。東南アジアについては1億825万人の市場で、約4分の1。イスラムについては合理的かもしれませんのが、4億944万人の市場なのです。

イスラムというのは本県も強みがあるから分かるんだけど、ずっと東南アジアにフォーカスするのが、なぜEUを排除した上でこうなっているのかが、私にはよく分からない。

過去からの議論と分析の中で、本県においてはどういう戦略の下で分析されてそうなつていったのかということが、私は余り理解ができないので、その点、今、何か有るのだったら教えていただきながら、無いのであれば、そこも視野に入れた戦略をしっかりと立てていくべきではないか、その上でこの予算立てをするべきではないかと申し上げたいんですけども、御感想を聞かせてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま仁木委員から、ターゲットにつきまして、再度御質問を頂きました。

先ほど御説明いたしましたとおり、一人当たりのGDPや在留邦人ですとか、日本食レストラン数等を勘案しまして、アジアは、先ほど申し上げました香港、シンガポール、マレーシア等をターゲット国にしておりまして、新たな市場といったしましては、カナダも含めた北米とハラール市場、UAEなどにつきまして当初予算でも計上させていただき、新たなターゲット国として地域商社と連携してプロモーションを展開しているところでございます。

先ほども御説明いたしましたように、今回の補正予算につきましてはアメリカの関税の影響もございますので、ミッション団を契機として新たなつながりができた香港、韓国、マカオでのプロモーションを展開していきたいと考えております。

仁木啓人委員

私が申し上げたいのは、EUについても市場規模が全然違うと。

EUについても、一定程度の魅力というものが感じられるからこそ、常設のGOÉNを作られているのですよね。

だから、そこら辺を生かしていく戦略をしっかりと立てていくべきではないか。選択肢は多いほうがいい中で、カントリーリスクがあるからといって米国が排除されるという話で、ほかの選択肢を広げるのであれば、市場規模を見つつ、その部分も見ていかなければいけない、育てていかなければいけないと思います。その点、申し上げておきたいと思います。よろしくお願ひします。

岡田晋委員

経営推進課にお聞きします。とくしま農山漁村未来投資事業についてです。

まず、事前に頂いている参考資料で趣旨は理解でき、とても重要な事業だと思いますが、今回の補正額1億円を計上した積算根拠をお聞かせください。そして、この事業は県単事業なのでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、9月補正でお願いしております、とくしま農山漁村未来投資事業について御質問を頂きました。

この事業につきましては、県単事業でございます。当初予算に計上させていただいておりまして、4月から補助金を受け付けているところでございます。

県内の農林水産業者の皆様から、当初予算の想定を上回るような要望を頂いております。

その要因といましては、県産野菜等の販売価格が上昇しておりまして、増産に向けた前向きな投資意欲が高まっていること、また機械や建築資材の価格が高騰を続けておりまして、自己資金による設備投資が難しい状況にあること、さらに光熱費等も上昇しておりますので、例えば省エネに資するような機械の需要が高まっていることなどが考えられております。

こうした現場のニーズを反映いたしまして、想定される事業申請規模と、過去数年間の県単ハード事業の採択率などを勘案いたしまして、今回の補正予算で1億円の増額をお願いしているところでございます。

岡田晋委員

それでは、今回の事業内容の概略についてお聞かせください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

事業の概要についてでございます。

この事業につきましては、農林水産業の自給力強化を図るために、新時代を見据えたチャレンジ意欲の高い経営体を対象といたしまして、経営規模の拡大や経営転換等に向けた機械、施設の導入整備等の投資を促進することを目的として始まっております。

また、制度といたしましては、事業申請を通年で受け付けるように拡充したり、あるいは3戸以上の生産者で構成される組織団体や大規模法人が中心となっていた支援対象に、新たに認定農業者や認定漁業者といった、生産者の大多数を占めます個人経営体の追加を行っております。

また、ハード事業が基本であった事業対象に、課題解決に向けた農業生産資材の支援などをはじめとしますソフト事業の部分も追加するなど、生産者のニーズにきめ細やかに対応できるような制度設計としております。

岡田晋委員

補助対象は、過去は団体や3戸以上の生産者で構成される組織や団体を中心でしたが、現在は認定農業者や認定漁業者などの個人も対象となり、利用しやすくなつて良いと思います。補助対象については、よく分かりました。

補助内容としては、企画チャレンジ型と政策実践型がありますが、それぞれのメニューの違いを分かりやすく説明してください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

それぞれの事業メニューについて御質問を頂きました。

まず、企画チャレンジ型は、農林水産業者が主体となって企画いたしまして、地域の実情に応じた様々な課題解決に資する先駆的な取組を支援するという事業になってございます。新規性や地域への波及効果の高い取組を補助対象としておりまして、補助率は10分の6以内、また補助上限額は最大3,000万円であるなど、主に大規模経営体向けの支援メニューとなってございます。

次に、政策実践型につきましては、県の徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の実現や、現在推進しております、とくしま農業振興プロジェクトに資するような取組を支援する事業になってございます。

こちらは、認定農業者や林業経営体、認定漁業者が実施するような取組等が対象となっておりまして、補助率は2分の1以内、また上限額は最大1,000万円であるなど、中規模から小規模経営体向けの支援メニューとなっております。

岡田晋委員

この事業の対象経費については、農林水産業機械、施設等の導入整備に要する経費等となっており、ハード事業が補助対象と考えられますが、先ほどの補助内容の説明ではハード事業、ソフト事業の両面がありますが、ソフト事業としてはどういった内容の事業を対象とするのかお聞かせください。

そして、この事業の周知方法をどうされるかについてお聞きします。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ソフト事業について、また事業の周知につきまして御質問を頂いております。

この事業で支援対象とするソフト事業につきましては、ハード事業で整備する機械、施設等の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となるソフトの取組を基本としております。

具体例といたしましては、農産物の販売促進のためのイベントの開催費であったり、新技術の講習会や研修会の開催、またGAPなど認証取得に要する経費などが考えられます。

また、本事業の周知に当たっては、県のホームページ、広報紙OUR徳島、Facebook、地域のケーブルテレビなどで事業の周知を図っております。

さらに、より多くの生産者に当事業を認知して活用いただけるように、多くの県民の皆様に既に御活用いただいている県公式LINEの活用も行いまして、事業の周知を徹底してまいりたいと考えております。

岡田晋委員

事業の周知は個人にも細やかに行っていただきたいと思います。

そして、説明にはありませんでしたが、こういった事業は採択要件の設定が厳しく、個人ではなかなかエントリーしづらい、採択してもらいにくいように思うのですが、それについてのお考えをお聞かせください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

個人経営体によります本事業の活用についてでございます。

先ほど申し上げたのですが、本事業の政策実践型は、県の基本計画やとくしま農業振興プロジェクト等の、県の基本施策に沿った取組であることを事業内容の要件としておりまして、個人経営体でも可能な、幅広い取組が対象となるように制度設計しております。

また、身近な市町村や県の農業支援センターにおきましては、申請に係る相談を受け付けておりまして、年間を通じて申請のサポートも実施しているところでございます。

こうしたことにより、今年度、既に採択した申請のうち約3割は個人経営体が占めておりまして、このことからも、申請、活用のしやすい制度と体制が図られているのではないかと考えております。

岡田晋委員

組織や団体には担当者が存在しますが、個人は農業、漁業をしながら書類作成を行なわなくてはなりません。そして、県下の農業現場に関わり日常事務を行っている農業支援セ

ンターの職員さんに、書類作成についてのアドバイスや支援をお手伝いしていただくことにより、地域連携や活動支援につながると思います。そして、何よりも県職員に対しての信頼の向上につながると思います。

経営推進課として、事業を組み立て補助金を出してあげるという観点のみならず、農業支援センターをはじめ部内連携をどういった形で進めてこの事業を実施されるのか、お聞かせください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

事業推進に向けた連携の在り方についてでございます。

この事業については、農林水産業の自給力強化を図る一つのツールとして捉えておりまして、生産振興を進めていくためには、この事業だけではなくて、例えば新技術の開発と普及や、機械や施設の導入整備の支援、また圃場整備や生産基盤の高度化など、様々な取組によります総合的な支援が必要であると認識しております。

一例といたしまして、農業分野においては、各産地に顕在化しております課題について集中的に解決を図っていく、とくしま農業振興プロジェクトを推進しております、研究、普及、行政が一体となりまして、プロジェクトの実現に向けた農業振興を強力に推し進めているところでございます。

とりわけ、生産現場の最前線で技術普及を担っております農業支援センターでは、地元の市町村やJAなど関係機関とも十分連携いたしまして、本事業を効果的に活用した農業振興に取り組んでいるところでございます。

今後とも、農林水産部内の連携を一層強化いたしまして、本事業を円滑に推進することで、本県の農林水産業の自給力向上に努めてまいりたいと考えております。

岡田晋委員

是非とも、弱小な個人に対しても手を差し伸べるワンチーム徳島であってもらいたい。

そして今後も、農業を守る人材をより大切にする取組を進めていただくことをお願いして、質疑を終わります。

古川広志委員

私からも、少しだけお聞きします。

まず、繰越明許費を設定されていますけど、今更なのですが、この時期に繰越しを設定するというのは、最初から年度をまたがって工期を設定したいということでよろしいですか。

中原農山漁村振興課長

ただいま、この時期に繰越明許費を設定する理由ということで御質問を頂きました。

御指摘のとおり、令和元年に建設業の扱い手の確保、育成に向けた扱い手3法が改正されまして、公共工事の発注者は、適正な工期、それから施工時期の平準化という方策を講じることが求められたところでございます。

また、令和6年4月からは、時間外労働の上限規制ですとか、それに伴う工事現場の週

休2日制導入等々を県としては進めておりますことから、この時期に繰越明許費を設定させていただくものでございます。

古川広志委員

工期の平準化ということが長年言われてきて、それが定着していっているということなので、良いことかなと思います。

あと、急ぐ案件ということでお聞きします。

有害鳥獣の関係ですけれども、これまでも委員会で何回か取り上げられていると思うのですが、先日、徳島市内の議員さんを通して御相談があって、徳島市内の里山で、鳥獣関係で狩猟の方が二人亡くなつた事件があつたのです。死亡原因は断定できていないみたいですが、警察に聞いたら、鳥獣の関係で亡くなつたのだろうと、ほかの状況とか傷とかを鑑みてそうだろうという警察の見解なのです。

何を相談されたかというと、徳島市内、県内の地域によって違うのではないかと思うのですけど、徳島市内の狩猟者の方がおっしゃるには、かなり危険な作業なので、狩猟1頭当たりの助成額が決まっていて、頭数が増えるごとに単価が下がつていているみたいな話なのです。

どうにかならないかみたいな話で、地域によって違うみたいな話で、そのあたり簡単でいいですので、もう一回きちんとお金の流れとかを教えていただけますか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、有害鳥獣捕獲における捕獲報奨金の交付状況、それから捕獲頭数が当初計画を上回った場合、どうするのかという御質問を頂きました。

イノシシやシカなどの野生鳥獣によります農作物被害につきましては、令和6年度は8,645万円余りと依然として高い水準にございまして、営農意欲の減退、耕作放棄など、集落機能の維持にも影響を及ぼしているのではないかと考えております。

こうしたことから、県では、市町村や市町村協議会など関係機関と連携いたしまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしまして、捕獲と防護の両輪によります対策を推進しており、農地への侵入防止策の整備あるいは有害鳥獣捕獲への支援を実施しているところでございます。

特に、市町村が実施しております有害鳥獣捕獲につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農作物被害の防止を図るために市町村がシカ、イノシシ、サルなどの捕獲を実施しているものでございまして、令和6年度については、シカは1万3,000頭余り、イノシシは5,000頭余り、サルは2,000頭余りを捕獲しております。

また、有害鳥獣捕獲に当たっては国の交付金を活用し、捕獲活動経費といたしまして、イノシシ、シカにつきましては1頭当たり7,000円、サルにつきましては1頭当たり8,000円を支援しておりますほか、被害状況や捕獲状況など、地域の実情に応じて独自に上乗せした捕獲報奨金を交付している市町村もございます。

具体的には、県内18の市町村で捕獲報奨金を交付されておりまして、シカにつきましては7,000円から2万円、イノシシにつきましては5,000円から2万8,000円、サルにつきま

しては8,000円から4万8,000円と、市町村によってそれぞれ違います。

引き続き、国や市町村と緊密に連携いたしまして、有害鳥獣の捕獲強化に取り組んでいきたいと考えております。

それから、捕獲頭数が当初計画を上回った場合の対応についてですが、国交付金を活用しました県によります市町村への捕獲活動経費の支援につきまして、各市町村の捕獲状況を把握した上で、予算が不足する場合には国に追加要望するなどして現場への影響が生じないように努めているところでございます。

今後も、捕獲活動経費に係る予算が不足するなどで捕獲従事者が出猟できなくなる事態が生じることのないよう、市町村と連携を密にして適切に対応していきたいと考えております。

古川広志委員

結構長かったので少し分かりにくかったのですけど、国は、イノシシ、シカについては1頭当たり7,000円は確保している、サルについては8,000円確保していると。年間の計画量より多かったら、増えた分は補正で、単価当たりは国交付金でということで最低7,000円、8,000円はあって、ただ市町村によって上乗せは結構大きいですね。

上乗せが2万円から4万8,000円と、国よりもかなり上乗せをしているということで、そのあたり市町村の予算によってプールがあるので、頭数によって変わってくると理解したところですけれども、少なくとも7,000円、8,000円は確保されているということでおろしいですか。話を聞いたら、1頭当たり7,000円を切っているみたいな話も聞くんですけど、そのあたりはどうなのですか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

例年、年度途中で各市町村から要望額を確認いたしまして、国へ再度要望して当初計画にプラスしまして、基本的に必要な所要額については確保していく状況でございます。

古川広志委員

イノシシ、シカについては、最低7,000円は確保されているということでよろしいですか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

今、委員から御指摘いただきましたとおり、1頭当たり7,000円のイノシシ、シカの捕獲活動経費、1頭当たり8,000円のサルの捕獲活動経費については、現在のところ確保している状況でございます。

古川広志委員

お金は国から市町村には行っているけど、そこから先、どこかで詰まっているというのがあり得るのですか。例えば、お金が国から県にどんな形で来て、県から市町村のどこに行くのですか。そして、本人にはどうやって、どういう流れで届くのですか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、まず国から県に交付されました後、県から各市町村にあります鳥獣対策の地域の協議会に交付される形になっております。

その協議会から、各捕獲者に交付されるという流れになってございます。

古川広志委員

その協議会から各個人に行くまでの間の状況というのは、協議会によって違うルールになっているのだと思いますけど、そのあたりは県として余り把握できていないということですか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

一旦、協議会から地区の猟友会に流れる場合もございますし、直接、捕獲者に交付される場合もございますが、それぞれの市町村ごとの具体的な状況につきましては把握できません。

沢本勝彦委員長

小休します。（11時38分）

沢本勝彦委員長

再開します。（11時38分）

古川広志委員

今、市町村によっていろいろ違うということで、状況は大体分かりました。

この旨、状況はしっかりと伝えたいと思いますけれども、県は上乗せすることはないということでおろしいですか。

渡辺鳥獣対策・里山振興課長

ただいま委員より、県独自措置による捕獲報奨金の上乗せ助成は考えていないのかという御質問を頂きました。

現状におきまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしました捕獲活動経費の支援のほか、地域の実情に応じまして、一部市町村独自による捕獲報奨金が従事者に交付されておりますけれども、野生鳥獣の捕獲に当たりましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条に基づきまして環境省が定めた指針がありまして、その中に国や県、市町村の役割が明確にされているところでございます。

県では、鳥獣保護管理事業計画を策定いたしまして、鳥獣保護及び管理の方向性を示すとともに、市町村が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理への支援を担うこととされております。

具体的には、本県では野生鳥獣の捕獲許可権限の一部を市町村に委譲しております、捕獲に際しては、県と市町村が情報共有した上で市町村の取組を支援するほか、技術的な助言ですとか、あるいは指導を行っているということでございます。

委員に御提案いただきました、県独自の捕獲報奨金の上乗せの支援につきましては、捕獲の促進の可能性につきまして、現場の従事者の意見や他県の状況などを踏まえて、調査研究をしてまいりたいと考えております。

古川広志委員

県は県の役割をやっているからお金まではちょっとだけど、研究はしてみるということですね。分かりました。

徳島市の協議会にも参考になるかと思うので、各協議会によっていろんなやり方があるのでしたら、そのあたりの情報をもらえたたら徳島市にも伝えていくので、よろしくお願ひします。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時41分）